

初山別村 不妊治療費助成制度がはじまりました

村では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、令和7年度から不妊治療費助成事業を実施します。詳しい内容については、担当までご相談ください。

対象となる方

申請時に初山別村に1年以上村に住所がある方

助成の内容

- ①一般不妊治療（タイミング法、人工授精）
- ②特定不妊治療（体外受精、顕微授精、男性の不妊手術）
- ③先進不妊治療（厚生労働省において先進医療として告示されたもの）
- ④不育治療

対象経費	助成額			
	一般不妊治療	特定/先進不妊治療 (女性)	特定/先進不妊治療 (男性)	不育症
医療保険適用 問わず対象	対象経費の全額 1年度限度額10万円 妻年齢:43歳未満	対象経費の全額 1回あたり 限度額25万円 妻年齢:40歳未満6回まで 40-43歳未満3回まで	対象経費の全額 1回あたり 限度額15万円	1回あたり 限度額10万円 妻年齢:43歳未満
交通費 (25km超)	初山別村から医療機関までの距離に応じて、交通費基準額の2/3を補助します。 (※1回の治療に対して、5回を限度とします)			
宿泊費	1回あたり1万円助成（片道140kmを超える場合に限る） 1回の治療に対し、5回限度			

申請方法

- ・不妊治療の内容によっては、助成対象外になるものもあります。
詳しくは保健師までお問い合わせ下さい。

その他

- ・不妊治療費助成事業に関する手続きやご相談については、プライバシー保護のため、個別対応も可能です。なお、希望があれば、保健師がご自宅に訪問して相談に応じることもできますのでご相談ください。

◆お問い合わせ先◆

初山別村役場 住民課健康福祉係（保健師） 電話番号 (0164) - 67 - 2211